

令和3年4月27日
(2021年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

緊急事態宣言発令期間における市立小学校の教育活動について

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、大阪府域に、4月25日（日）より5月11日（火）までの期間、緊急事態宣言が発令されました。本市におきましては、これまでも緊急事態対応を行ってまいりましたが、発令期間中も下記のとおり対応をとったうえで、教育活動を継続いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせいたします。趣旨をご理解のうえ、ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

- 1 教育活動は、感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり継続します。
- 2 昼食時以外においては、児童・教職員のマスク着用を徹底します。（体育における運動時も含む）
- 3 長時間、近距離で対面形式となる教科活動等や、近距離で一斉に大きな声で話すなど、感染リスクの高い活動は行いません。
- 4 宿泊行事・校外学習・学校行事については、中止または延期とします。
- 5 課外クラブについては、活動を見合わせます。
- 6 給食は黙飲・黙食を徹底のうえ、通常どおり提供します。

ご家庭におかれましても、改めて以下のご対応をお願いいたします。

- (1) お子様の心身の状況に合わせて、無理なく登校させてください。登校に不安がある場合は、不安を解消する方策や登校できない時の学習支援等について、ご遠慮なく学校にご相談ください。
- (2) 登校前に検温し、健康状態が良好であることを確認したうえで、マスクを着用して登校させてください。
- (3) 登下校時にも密集を避け、登校後や帰宅時のこまめな手洗いを促してください。
- (4) 家族の方がPCR検査等を受けられる場合だけでなく、風邪症状の場合であっても、お子様の登校を控えてくださいますよう、ご協力をお願いします。出席できない日が継続する場合のお子様の学習支援等については、学校とよくご相談ください。